

地域で防災訓練を実施します

防災週間のうちの1日である9月3日（水）に各地域の自治会が防災訓練を実施します。当町は山間部に集落や道路があるため、災害により山崩れが発生した場合、地域が孤立することが想定されます。その場合、公的支援「公助」による迅速な対応は難しいことから、個人や家族による「自助」や地域で共に助けあう「共助」により築きあげる「地域防災力の強化」がとても大切です。この機会に防災訓練に参加し、防災について考えてみませんか。

※ 9月3日（水）以外で実施する自治会もありますので、下表でご確認ください。

なお、詳細につきましては、各自治会に確認をしてください。

● 湯本地域

自治会（自主防災組織）	訓練会場	開始日時
山崎	山崎集会所	9/3（水）10時30分
神明町	神明町公園	9/3（水）10時30分
旭町	日清亭駐車場（横浜銀行横）	9/3（水）10時30分
湯場	防災倉庫前吉池旅館駐車場	9/3（水）11時
仲町	仲町防災倉庫前	9/3（水）10時30分
滝通り	旅館やホテルなど各施設で実施します	
湯本茶屋	湯さか荘駐車場	9/3（水）10時30分
須雲川	須雲川集会所横	9/3（水）10時30分
畑宿	畑宿寄木会館駐車場	9/3（水）10時30分
塔之澤	実施しません	

● 温泉地域

自治会（自主防災組織）	訓練会場	開始日時
大平台	山神神社広場	9/1（月）9時
宮ノ下	宮ノ下駐車場 恵明学園グラウンド	9/3（水）10時30分
小涌谷	社会教育センター会議室	9/3（水）10時30分

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
 ☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
 ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
 （発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）
 ～裏面もご覧ください～



● 宮城野地域

自治会（自主防災組織）	訓 練 会 場	開 始 日 時
宮城野さくら	温泉会館	9/7（日）9時
宮城野あすま	宮城野出張所下駐車場	9/7（日）9時
宮城野うすい	明神平サニーパーク入口	8/31（日）9時
強羅	東方之光第2・4駐車場	11/11（火）10時30分
二ノ平	箱根中学校 校庭	9/7（日）9時

● 箱根地域

自治会（自主防災組織）	訓 練 会 場	開 始 日 時
箱根西区	箱根集会所	9/3（水）10 時
箱根東区		
元箱根富士見	元箱根防災倉庫前 （消防箱根分署）	9/3（水）10 時 30 分
元箱根神戸		
元箱根大芝	実施しません	
駒ヶ岳	実施しません	
芦之湯	芦之湯集会所	9/3（水）10 時 30 分

Other Topic

令和7年度総合防災訓練（中央会場型訓練）について

日時：10月9日（木） 10時30分～（予定）

場所：仙石原浄水センター

内容：防災関係機関が集まり、災害時における官民の連携を深めていく貴重な場となっており、今回は仙石原地域の自治会が担当地域として参加します。

どなたでも観覧できますので、この機会に防災について考えてみませんか。

※ 駐車場あり

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9562

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和7年8月12日発行】

9月21日(日)は箱根町議会議員選挙の投票日です

投票時間は、7時 ～ 20時



選挙のめいすいくん

【投票できる方】

投票できる方は、選挙人名簿に登録されている方です。なお、この選挙人名簿に登録される方（資格者）は、平成19年9月22日以前に生まれた方および令和7年6月15日までに転入届を提出した方で、引き続き3か月以上居住している方となります。

【投票所入場整理券】

投票所入場整理券は、世帯ごとに6人まで連記したハガキ（圧着したもの）が届きますので、投票する際は投票所に持参してください。なお、整理券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付へ申し出てください。

【期日前投票】

投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票ができる期間は、選挙告示日の翌日から投票日前日までです。投票所入場整理券が届いている場合は持参してください。

○日 時 9月17日(水)～20日(土) 8時30分から20時まで
○場 所 役場分庁舎4階会議室

期日前投票所が出張します！

各施設内に、臨時で期日前投票所を開設します。

○出張期日前投票所開設場所および日時

仙石原文化センター	9月17日(水) 14時30分～17時30分
さくら館	9月18日(木) 9時～12時
温泉公民館	9月18日(木) 14時30分～17時30分
元箱根集会所	9月20日(土) 9時～12時
山崎集会所	9月20日(土) 14時30分～17時30分

【不在者投票】

箱根町内に長期不在のため期日前投票ができない方は、不在者投票ができます。この場合は、郵便によるやりとりなど手続きに日数が掛かりますので、早めに問い合わせてください。（期間は、期日前投票と同じです。）

【投票所】 ※前回選挙時と変更がありますので必ず確認してください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本幼児学園	第9	二ノ平自治会館
第3	畑宿寄木会館	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	星槎レイクアリーナ箱根
第5	大平台集会所	第12	箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	元箱根集会所
第7	宮城野公民館	第14	芦之湯集会所

※ 第3投票区の方は、「畑宿寄木会館」が投票所です。

※ 8月26日以降に転居の届出をした方は、前住所地（転居前）の投票所での投票となります。

※ 投票所については、投票所入場整理券で確認してください。

【選挙公報】

選挙公報は、9月17日(水)以降に自治会をとおして配布します。また、役場本庁舎、出張所などの町施設でも配布しますが、郵送を希望される方は、選挙管理委員会まで連絡してください。

【開票】

即日開票で、21時20分から「仙石原文化センター」で行います。

【投・開票速報】

町ホームページで見ることができます。

URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>



照会先 選挙管理委員会 電話(85)7111(内線330)

WAON カード出張引き換え窓口のお知らせ

65 歳以上の高齢者を対象に交付する WAON カードの引き換えは、9 月 30 日（火）までです。引き換えが済んでいない方は、期日までに引き換えてください。

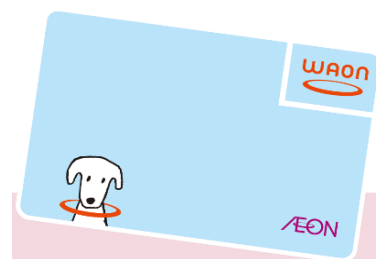
福祉課または各出張所窓口での引き換えのほか、次の日程と場所出張引き換え窓口を開設しますので、ぜひ利用してください。

出張引き換え窓口の開設スケジュール

日 時	時 間	場 所
9 月 4 日（木）	9 時～11 時	社会教育センター
9 月 5 日（金）	12 時～14 時	やまなみ荘
9 月 8 日（月）	10 時～12 時	箱根集会所
9 月 16 日（火）	9 時～10 時	芦之湯集会所
	10 時 30 分～11 時 30 分	元箱根集会所
	13 時～14 時	畑宿寄木会館
	14 時 30 分～16 時	山崎集会所
9 月 18 日（木）	10 時～12 時	大平台集会所
9 月 25 日（木）	9 時 30 分～12 時	さくら館

- ※ 9 月 25 日（木）さくら館は、健康・福祉フェスティバル開催中につき、駐車場が込み合います。できるだけ公共交通機関を利用してください。
- ※ 引換券が、郵便未達の方や紛失の方がおりましたら、再発行しますので、福祉課まで連絡してください。

照会先 福祉課（85）7790



介護予防のための「ゆっくりゆったり教室」

最近、「足腰が弱くなった」「つまづきやすくなった」「食事やお茶でむせてしまう」というようなことはありませんか。このような症状は、手足の筋肉や関節、また、お口の周りの筋肉や飲み込む機能が低下してきている状態です。放っておくと日常生活に支障をきたすこともあります。

ゆったり、気負わず楽しく、身体を動かす生活習慣づくりに取り組んでみませんか。

【日 時】12日間

9月	18日(木)
10月	2日(木)・9日(木)・16日(木)・23(木)・30日(木)
11月	6日(木)・20日(木)・27日(木)
12月	4日(木)・11日(木)・18日(木)

時間：10時00分～12時00分

※ 感染症や悪天候などの影響により、日程が変更になる可能性があります。その際は、参加者に改めてお知らせします。

【場 所】 大平台集会所 1階集会室（大平台353）

【内 容】

日常生活に取り入れられる簡単な体操、レクリエーションなどの実技および口腔の手入れや栄養についての講義。

【対 象】

- ・町内に住所を有する65歳以上の方で、医師に運動を止められていない方。（軽度な運動や自力歩行が可能な方。）
- ・会場まで自力来所が可能な方で、ほとんどの日程の参加が可能な方。

【募集人数】 15人

※ 定員を超えた場合は、抽選になります。

【申込方法】

8月29日（金）まで申し込みを受け付けますので、電話で申し込んでください。

申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話（85）7790



今日から実行！ 家庭での食中毒予防

食中毒の主な原因は細菌やウイルスで、年間を通して発生していますが、細菌が原因となる食中毒は夏～秋（6月～10月）頃までに多く発生しています。

家庭での食中毒予防は、食品を購入してから調理して食べるまでの過程で、3つの原則、細菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」をどのように実践していくかにあります。

回覧まちだより 8号に引きつづき、ここでは6つのポイントのうち、「調理」、「食事」、「残った食品」についての具体的な方法を紹介していきます。

食中毒予防のための6つのポイント！

①食品の購入 ②家庭での保存 ③下準備 ④調理 ⑤食事 ⑥残った食品

④調 理

- ・調理を始める前に、もう一度台所を見渡し下準備で汚れていないか確認しましょう。タオルやふきんが汚れていたら、清潔なものに交換しましょう。
- ・手を洗いましょう。
- ・加熱して調理する食品（肉や魚など）は、十分に加熱しましょう。
中心部の温度が75℃で1分間以上の加熱が目安
- ・調理を途中でやめるようなときは、そのまま室温に放置せずに冷蔵庫に入れましょう。再び調理するときは、十分に加熱しましょう。
- ・電子レンジを使う場合は、電子レンジ用の容器などを使い、調理時間に気を付けて、熱の伝わりにくい物は、時々かき混ぜて、均等に熱が伝わるようにしましょう。

⑤食 事

- ・食事の前には手を洗いましょう。
- ・清潔な手で、清潔な食器を使い、清潔な食器に盛りつけましょう。
- ・作った料理は、長時間室温に放置しないようにしましょう。



⑥残った食品

- ・残った食品を扱う前にも、手を洗いましょう。
- ・残った食品はきれいな食器具や皿を使って保存しましょう。
- ・残った食品は、早く冷えるように浅い容器などに小分けして保存しましょう。
- ・温め直すときも十分に加熱しましょう。目安は75℃以上です。
- ・時間が経ち過ぎたものは思い切って捨てましょう。
- ・少しでも‘あやしい’と思ったら食べずに捨てましょう。



【食中毒かな？と思ったら！】

すぐに、かかりつけ医に連絡して相談をしましょう。

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

参照：農林水産省 HP「食中毒は年間を通して発生しています」

出典：厚生労働省 HP「家庭での食中毒予防」を基に作成

すすき草原 観光客用臨時駐車場のご案内

秋の行楽シーズンを迎え、仙石原すすき草原散策のため来訪する観光客用の臨時駐車場を次のとおり設けますので、お知らせします。

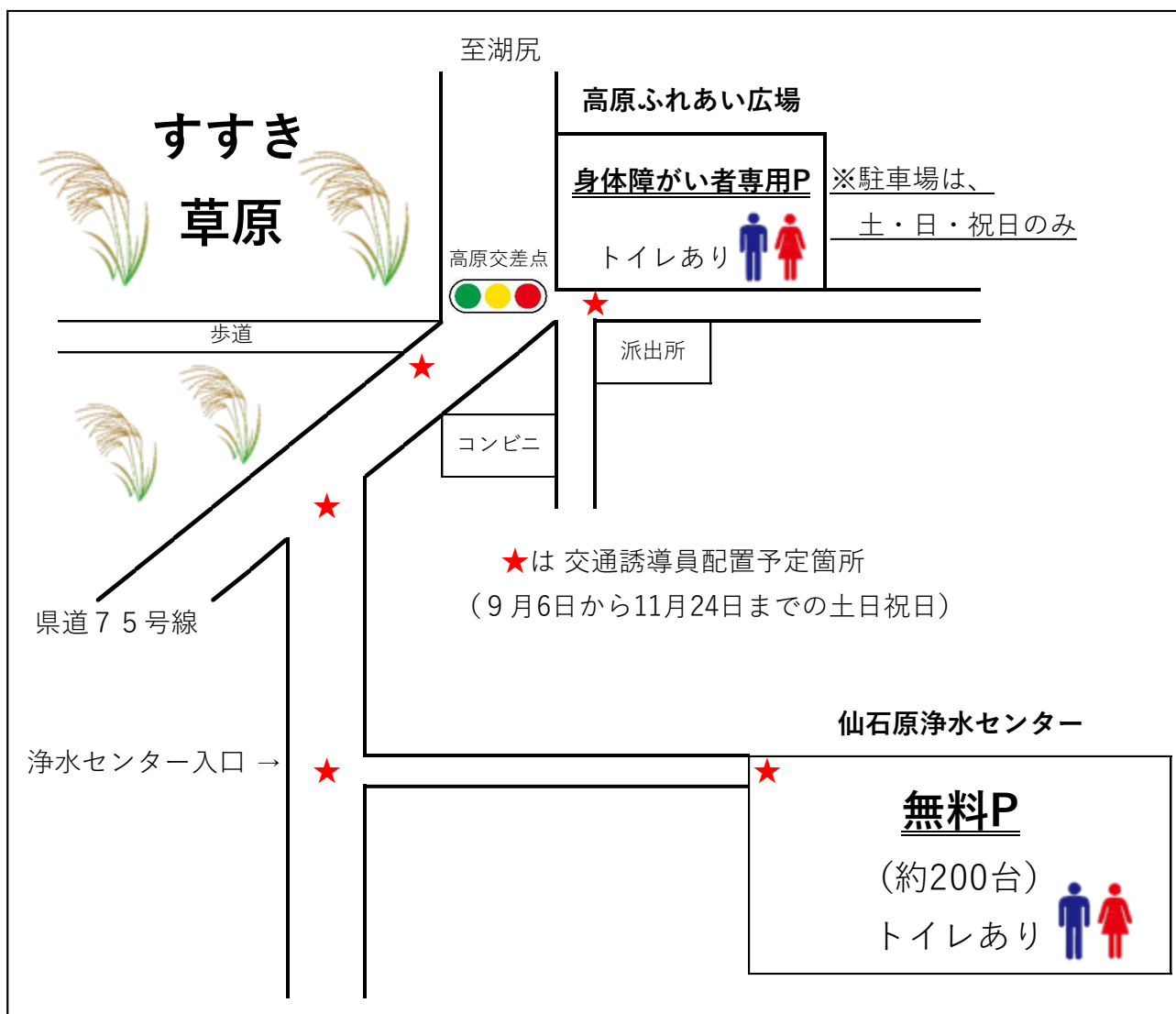
【期間】

9月1日（月）～11月28日（金）

※仙石原浄水センター駐車場は、10月8日（水）、9日（木）、10日（金）の3日間、使用不可となります。

【利用時間】

9時～16時



照会先 観光課観光係 電話（85）7410

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの事態に際し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】

令和 7 年 8 月 20 日（水）11 時 （予備日 9 月 10 日）

【内容】

防災行政無線、町メールマガジン、町ホームページ、町公式 LINE を用いた情報伝達試験

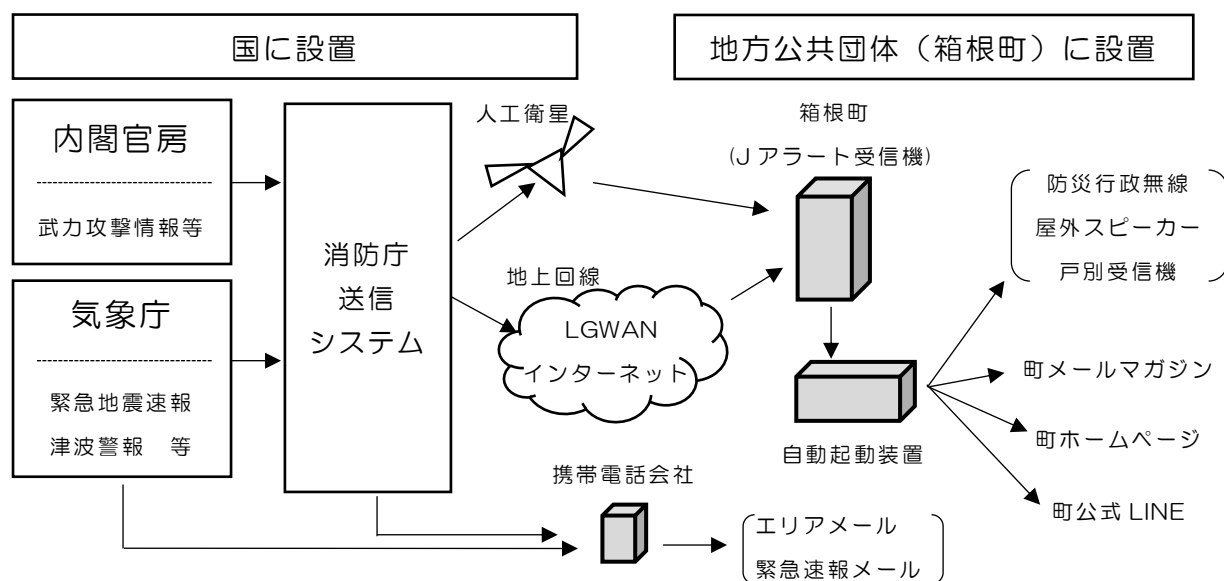
【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】

気象状況などによっては中止となることがあります。

Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



※試験では緊急速報メールの配信はありません。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

工事に伴う交通規制（元箱根地内）

元箱根地内の道路舗装工事を行います。

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

【場 所】 元箱根地内
（町道箱 114 号線 元箱根集会所山側道路）

【期 間】 8月下旬～9月下旬の内6日間程度

【交通規制】 車両片側通行止め

※ 交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 箱根町都市整備課道路工務係 電話（85）8600

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ります

(7月24日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1405	草刈機	日立工機製 両手ハンドル 型番 CG24ECMP (S)	良い	有料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 掲載期間は登録日から6か月間です。

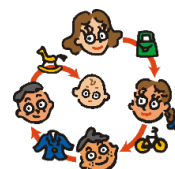
※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。

※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp



第 1 回「地域コミュニティの担い手養成塾」参加者募集！

～あなたの一步が、まちの未来を育てる～

町では、高齢化や人口減少が急速に進行している町内において、地域を支える人材の育成や地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的に、地域におけるコミュニティ活動団体の基礎的なスキル向上や課題解決に向けた取り組みを支援していきます。

このため地域を盛り上げる「人、担い手」を育てるためのノウハウや非営利組織の運営に必要なマネジメント項目のすべてを体系的に学ぶプログラムを提供している NPO 法人 CR ファクトリーと共に、町内活動団体が組織や事業の基盤を強化し持続可能な運営が出来るようになるためのスキルやノウハウの修得と向上を目的とした塾を次の通り実施します。

地域づくりに興味のある方、団体運営に悩みを抱えている方、自ら課題に向き合い仲間と取り組む意欲がある方に、ぴったりの内容です。また、講座では単に学びを得るだけでなく、受講者同士がつながり、塾終了後も互いに支え合う「担い手ネットワーク」の形を育むことに重きを置いています。学びと仲間づくりのためにぜひご参加ください。

【開催スケジュール（全 5 回／19:00-21:00）】

第 1 回	9 月 9 日	（火）	強くあたたかい組織のつくり方
第 2 回	9 月 30 日	（火）	団体の理念・ビジョンを共有する
第 3 回	10 月 15 日	（水）	新たな仲間の巻き込み方
第 4 回	10 月 21 日	（火）	役割・出番のコーディネート
第 5 回	11 月 11 日	（火）	最終発表会（学びの実践に向けた発表）

【会場】

社会教育センター 3 階軽スポーツ室（箱根町小涌谷 520）

【参加費・申込方法】

- ・参加費無料
- ・お名前、団体名（所属している場合）、住所、電話番号、メールアドレスを下記にご連絡ください（電子申請も可）
- ・申込締切は、8 月 31 日（日）まで

【申込・照会先】

町民課コミュニティ推進係

電話（85）7160

メール sogomado@town.hakone.kanagawa.jp



※8月20日（水）にオンライン説明会を行います。詳細はチラシをご覧ください。

地籍調査を実施します

町では、国土調査法に基づき、地籍調査を実施します。

【地籍調査とは】

現在の土地情報は、法務局に備え付けの登記簿と公図によって管理されています。これらの情報は明治時代初期の調査記録を基礎としたものが多く、面積などが不明確であるため、土地所有者との境界や土地の売買などにおいて支障をきたす場合があります。

地籍調査はこのような状況を改善するため、国土調査法に基づき、土地の基礎的な情報である正しい位置や形、地目、面積などを調査・測量し、効率的な土地行政運営の基礎資料とするとともに、住民の土地を保全することを目的として行うものです。

（具体例：土地境界をめぐるトラブルの未然防止・災害復旧の迅速化。）

【箱根町が行う地籍調査について】

今回、町が行う地籍調査は、街区境界調査です。

官（町）と民（皆さん）との土地の境界を決めるものです。

- 境界を決める際に、境界立会をお願いしています。
境界立会をしていただく前に、あらためてお知らせを送付します。
- 調査のため、腕章を着用した調査員が土地に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
調査員は町が発行した身分証明書を携帯しておりますので、ご不明・ご不審な点がありましたら、次まで連絡してください。

【現場における作業などに関する問い合わせ】

有限会社 孝創建築事務所 電話（82）3448

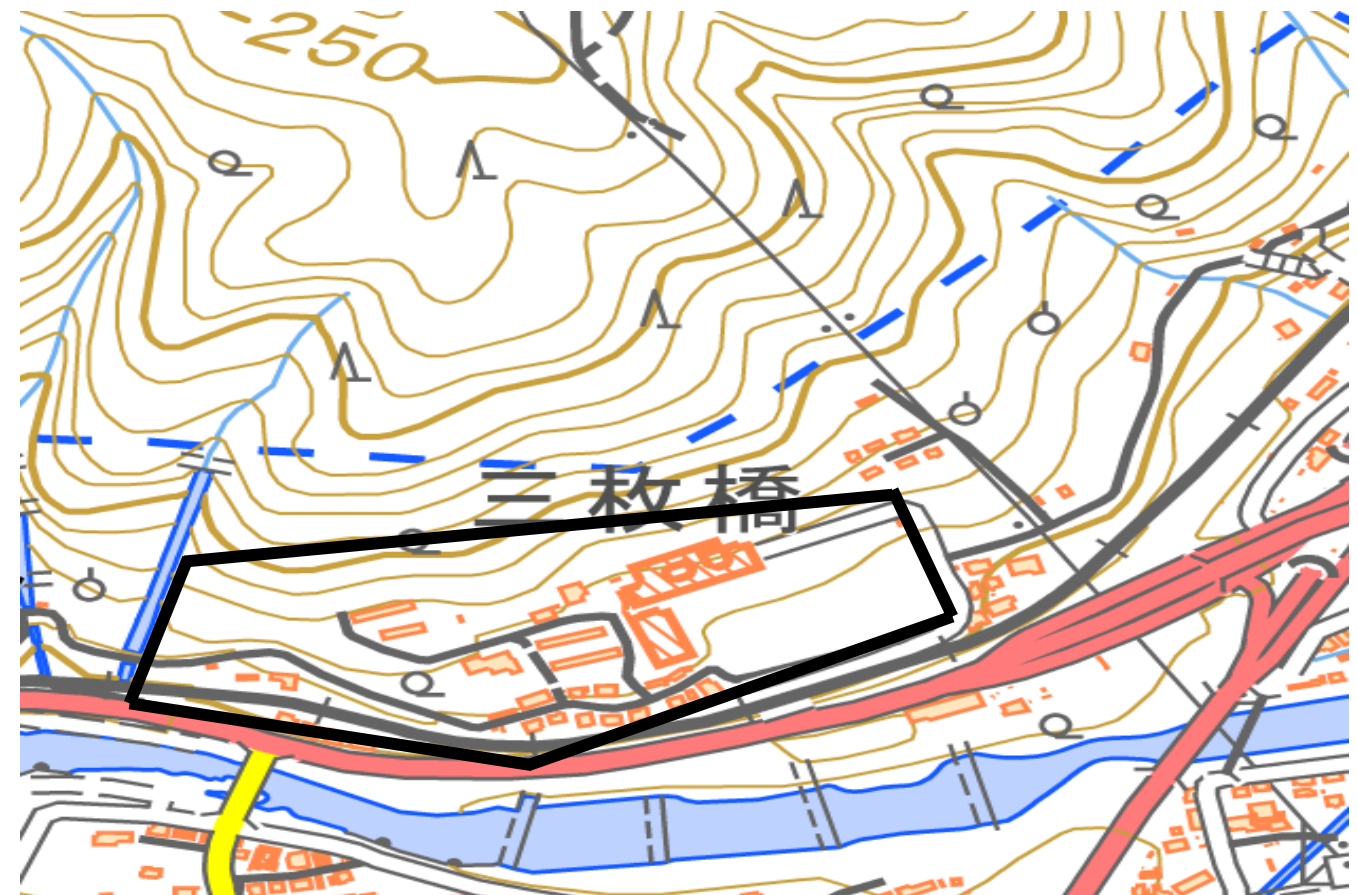
照会先：都市整備課道路管理係 電話（85）8600

【作業区域】 湯本字三枚橋の一部（次の「区域図」太線枠部分）

【作業内容】 道路・水路などの境界調査および測量

【作業期間】 9月上旬 ～ 令和8年3月中旬

【区域図】



※出典：国土地理院

※区域図は国土地理院地図をもとに作成したものです。

※太線枠は目安です。

枠外でも地籍調査に伴う立ち入りおよび通知などを行う可能性があります。